

## 11. 地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村  [道府県]	<p>1. 地方消費税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税額(国税)に対し</td> <td>63分の17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税(国税)の税率は、課税資産の譲渡等の対価の額に対し6.3%であり、地方消費税の税率は消費税率に換算して1.7%相当となる。よって、消費税と地方消費税をあわせた税率は8%となる。</p> <p>2. 地方消費税は消費税とあわせて納付するものとし、国に納付された地方消費税は、納付があった月の翌々月の末日までに道府県に払い込まれる。</p> <p>3. 各道府県に払い込まれた地方消費税の額から、国に支払った徴収取扱費を減額した額を、各道府県ごとの消費に相当する額等に応じてあん分し、道府県間で精算する。</p> <p>4. 地方消費税交付金は、道府県が清算後の地方消費税額の2分の1に相当する額を下記のとおりあん分し、市町村に対し交付する。</p> <p>(従来分) 2分の1の額を国勢調査による人口で、他の2分の1の額を経済センサス(平成23年6月までは事業所統計)による従業者数であん分。</p> <p>(引上げ分) 全額を国勢調査による人口であん分。</p> <p>※従来分と引上げ分の区分について H26.4.1～(地方消費税1.7%) 従来分 17分の10 / 引上げ分 17分の7 (経過措置あり、平成26年度 従来分12分の10 / 引上げ分12分の2 )</p>	区 分	税 率	消費税額(国税)に対し	63分の17	<p>6月交付 県の前年度2月～4月收入分 (国の前年度12月～2月收入分)</p> <p>9月交付 県の5月～7月收入分 (国の3月～5月收入分)</p> <p>12月交付 県の8月～10月收入分 (国の6月～8月收入分)</p> <p>3月交付 県の11月～1月收入分 (国の9月～11月收入分)</p> <p>[制限なし] ※引上げ分の交付額については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">( 交付期限は 各交付月の10日まで )</p>
区 分	税 率					
消費税額(国税)に対し	63分の17					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方消費税交付金 決 算 額	千円 16,481,777	千円 16,625,649	千円 19,577,097	千円 17,820,289	千円 18,444,937
社会保障財源交付金 決 算 額	-	2,891,456	11,914,298	10,937,834	11,484,901
合 計	16,481,777	19,517,105	31,491,395	28,758,123	29,929,838

※ 事業所統計は平成18年度調査を最後に経済センサスにおいて引き続き調査。